河内長野市

公共施設等総合管理計画

平成27年9月

※「%(パーセント)」表記について、端数処理により合計値が「１００%」にならない場合があります。
※インフラ施設の耐用年数の考え方及び更新単価の設定の考え方は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」に基づくこととします。
各インフラ施設の耐用年数：橋梁６０年、上水道４０年、下水道５０年
※老朽化の状況については、公共建築物については大規模改修が必要とされる建築後３０年以上経過したもの、橋梁、上水道管及び下水道管については耐用年数まで１０年未満のもの及び耐用年数を超えたものの割合を算出しています。

目　次

序章　はじめに

序章－１．背景と目的---------- １
序章－２．計画の対象範囲---------- ２

第1章　公共施設等の現況と将来の見通し

１－１．公共施設等の状況---------- ３
（１）公共建築物の現況と将来の見通し---------- ３
（２）インフラ施設の現況と将来の見通し---------- ６
１－２．総人口や年代別人口についての今後の見通し----------15
１－３．財政状況と公共施設等の維持管理、更新に必要な経費の見込み------16
（１）歳入----------16
（２）歳出----------17
（３）財政シミュレーション----------18
（４）公共施設等の維持管理、更新に必要な経費の見込み----------19

第2章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

２－１．計画期間----------21
２－２．全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策----------21
２－３．現状や課題に関する基本認識----------21
（１）公共施設等の改修・更新等への対応----------21
（２）人口減少及び少子高齢化社会到来への対応----------22
（３）財政状況に見合った維持更新への対応----------23
２－４．公共施設等の管理に関する基本的な考え方----------23
（１）公共建築物----------23
（２）インフラ施設----------23
（３）実施方針等----------23
①点検・診断等の実施方針
②維持管理・修繕・更新等の実施方針
③安全確保の実施方針
④耐震化の実施方針
⑤長寿命化の実施方針
⑥統合や廃止・複合化等の推進方針
⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
２－５．フォローアップの実施方針----------27

第3章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

３－１．施設類型ごとの管理に関する考え方----------28
３－２．公共建築物----------28
□中長期的な視点でのマネジメント----------28
①点検・診断等の実施
②維持管理・修繕・更新等
３－３．インフラ施設----------30
□中長期的な視点でのマネジメント----------30
①点検・診断等の実施
②維持管理・修繕・更新等

序章 はじめに

序章―１．背景と目的

本市は、昭和 29 年（１９５４年）の町村合併により誕生し、その後、公共の福祉、市民生活の向上、社会経済活動を支えるために福祉施設、社会教育施設、学校教育施設、市営住宅等の公共建築物と、道路、橋梁、上下水道施設等のインフラ施設を建設し、その役割を果たしてきました。しかしながら、人口の減少、本格的な少子高齢化社会等が到来し、今後もより一層その傾向が進むことが想定され、社会経済状況が大きく変化しようとしている中において、こうした公共施設等は、経年による老朽化や要請される新しいニーズに対応できなくなってきています。

また、本市の財政状況からは、こうした公共施設等のすべてを現在のままの姿で維持することも、困難な状況となっています。

このため、全ての公共施設等の効率的、効果的な維持管理を含め、公共施設そのもののあり方についても考えることが、必要な時期となっているとし、今後の公共施設等のあり方については、持続可能で新たなニーズへの対応にむけて、今日までの果たしてきた役割を維持しながらの整理（最小化・長寿命化）と今後必要とする新たな役割の構築（最適化）の両面で考えていくという方針（公共施設の維持保全・有効活用方針）を平成 26 年度（２０１４年度）に策定しました。

本計画は、「公共施設の維持保全・有効活用方針」に基づき、公共施設等のあり方を含め、計画的な維持管理・更新に取り組み、利活用される市民の方々の安心・安全の確保、新たなニーズに対応し、中長期的な視点からのコストの縮減や平準化を行うことを目的に策定するものです。

序章―2．計画の対象範囲

本市の所有する財産のうち、すべての公共施設等（公共建築物及びインフラ施設）及び当該施設が立地する土地を対象とします。

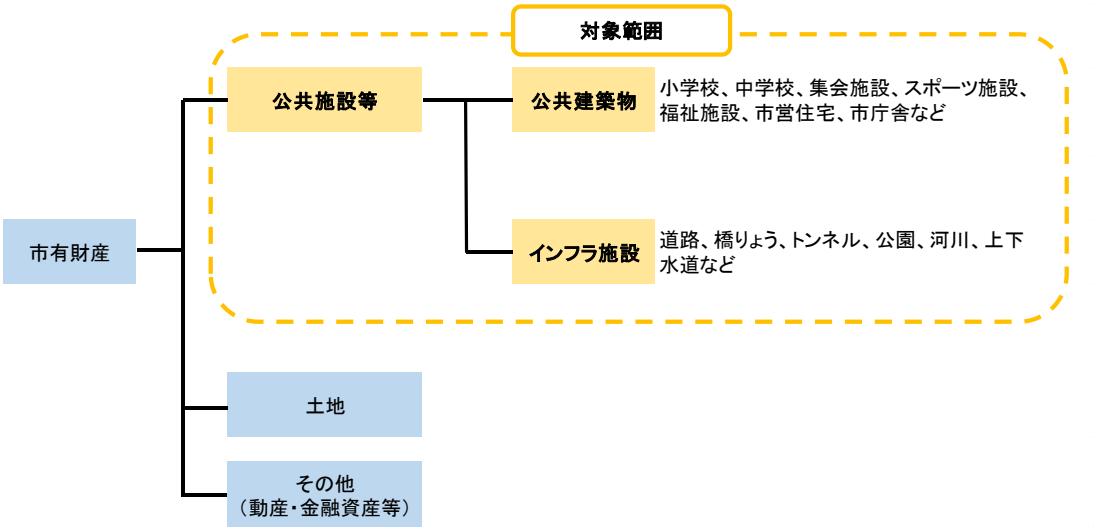

保有施設		
類型区分	大分類	中分類
公共建築物	教育文化	学校（小学校、中学校）
		幼稚園
		その他教育施設
		集会施設
		文化施設
		図書館
		資料館等
		スポーツ施設
	福利厚生	保育所
		幼児・児童施設
		高齢者福祉施設
		障がい者福祉施設
		児童福祉施設
		医療施設
		供給処理施設
		その他公共建築物
	公用	庁舎等
	建設交通	市営住宅
		その他公共建築物
	消防	消防施設
	その他公共建築物	その他公共建築物
インフラ施設	道路等	道路
		橋梁
		トンネル
	公園	公園、緑地
	河川等	河川
		調整池
企業会計施設	上水道	上水管路
		浄水場
		配水池・ポンプ室等
	下水道	下水管路（汚水）
		処理場
		ポンプ施設
		滝畑浄化センター
		公設浄化槽
		下水管路（雨水）

※下水道は、平成28年度（2016年度）から地方公営企業法の全部適用予定。

第1章　公共施設等の現況と将来の見通し

１－１．公共施設等の状況

（１）公共建築物の現況と将来の見通し

本市が所有する建築物の総延床面積は約 268,000 ㎡（上下水道施設を除く）で、そのうち最も多いものが教育文化系施設で約６６％となっています。

また、建物の大規模改修を行う目安とされる築後３０年以上経過した建築物の延床面積は、現時点で約５５％、用途分類別にみると教育文化系施設では約７４％になります。

また、１０年後の平成３７年（２０２５年）に築後３０年以上経過する建築物は約７９％となり、急速に老朽化が進みます。

【公共建築物の用途分類別一覧】

保有施設				
類型区分	大分類	中分類	延床面積（㎡）	割合（%）
公共建築物	教育文化	学校（小学校、中学校）	176,787.16	66%
		幼稚園		
		その他教育施設		
		集会施設		
		文化施設		
		図書館		
		資料館等		
		スポーツ施設		
	福利厚生	保育所	23,540.47	9%
		幼児・児童施設		
		高齢者福祉施設		
		障がい者福祉施設		
		児童福祉施設		
		医療施設		
		供給処理施設		
		その他公共建築物		
	公用	庁舎等	17,873.12	7%
	建設交通	市営住宅	17,858.55	7%
		その他公共建築物		
	消防	消防施設	6,682.68	2%
	その他公共建築物	その他公共建築物	25,669.95	10%
合計			268,411.93	

※企業会計施設を除く

【分類別延床面積の割合】

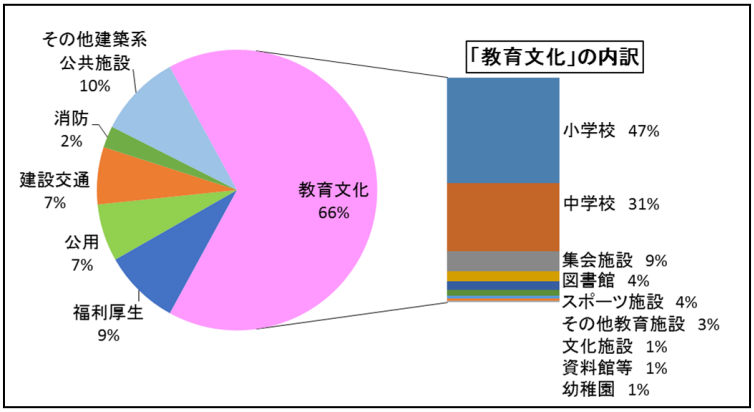

【公共建築物の建設年別整備延床面積と現在での築後 30 年以上と未満の床面積と割合】

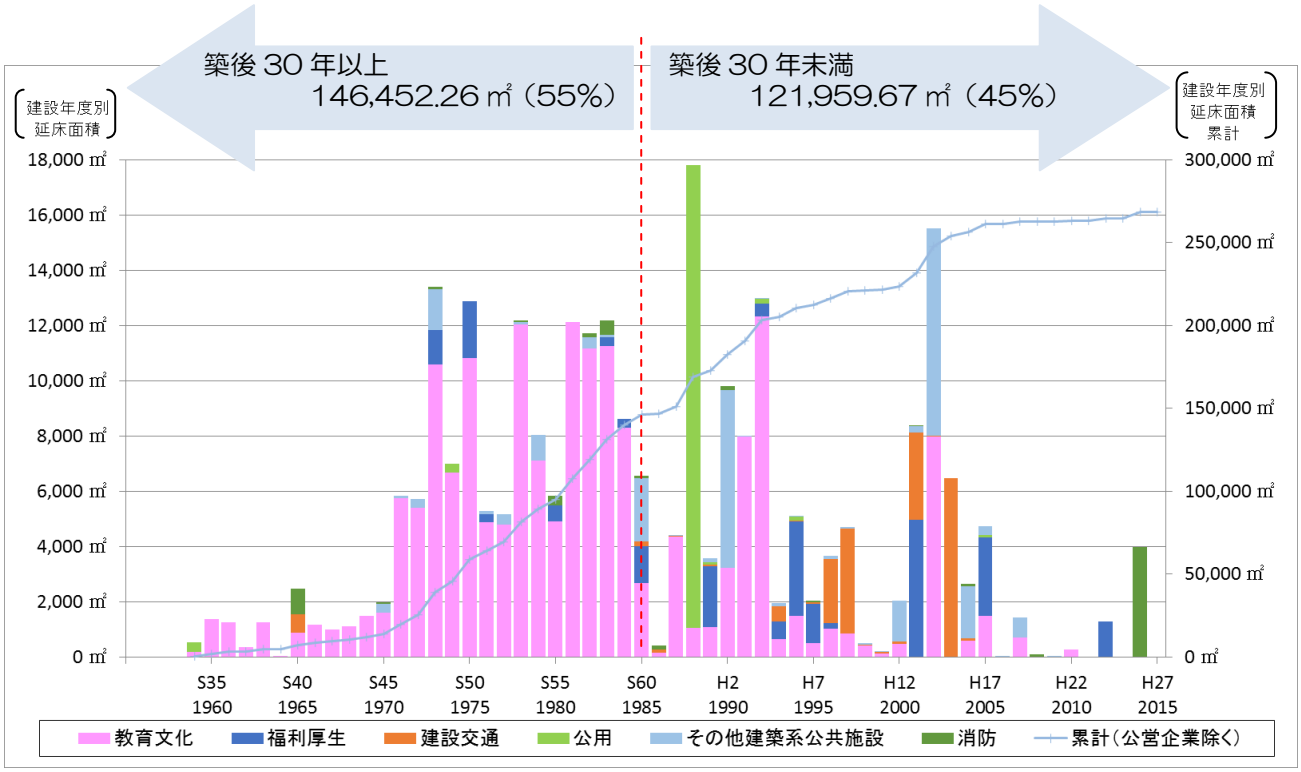

【公共建築物全体から見た、築後３０年以上となる床面積の推計の割合】

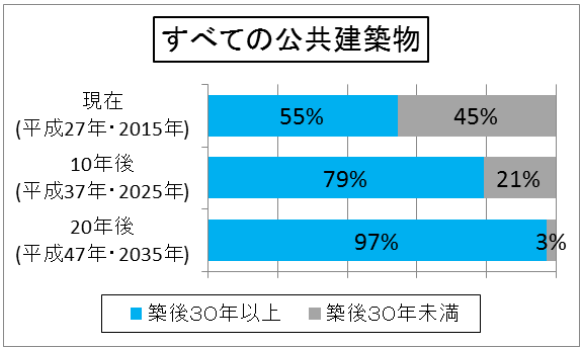

【公共建築物の用途分類から見た、築後３０年以上となる床面積の推計の割合】

下表に示すとおり、今後 10 年で築後３０年以上となる床面積の推計は、用途分類別にみた場合、教育文化系では、74%から 92%へとおよそ 1.25 倍の１８ポイント、福利厚生系は 26%から 61%へとおよそ 2.35 倍の 35 ポイント、公用系は 4%から 99%へと 24.75 倍の 95 ポイント、建設交通系は 5%から 10%へと 2.0 倍の５ポイント、消防系は 33%から 37%へとおよそ 1.12 倍の４ポイント、その他建築系施設は 25%から 52%へ 2.08 倍の 27 ポイントの増加となります。

老朽化する建築物の中でも庁舎などの公用系施設の老朽化が顕著となっています。

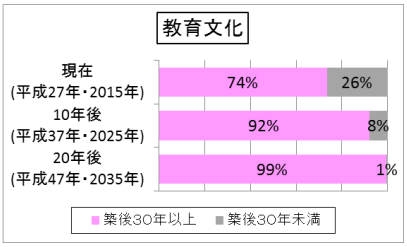

74%から 92%へ 1.24 倍

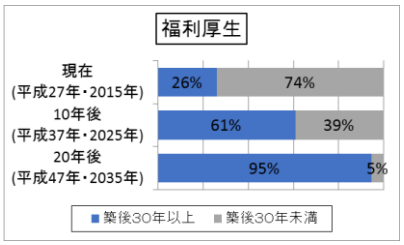

26%から 61%へ 2.35 倍

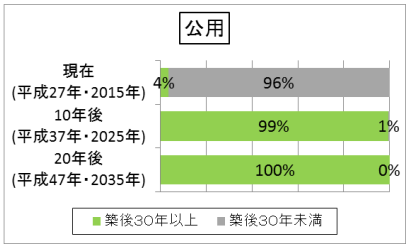

４%から 99%へ 24.7５倍

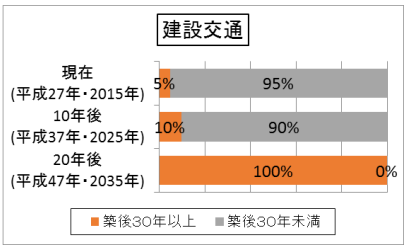

５%から１０%へ 2.0倍

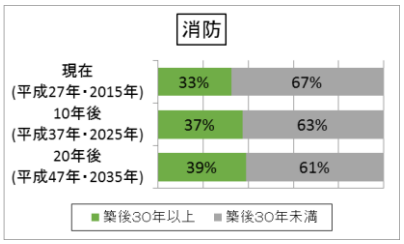

33%から 37%へ 1.1２倍

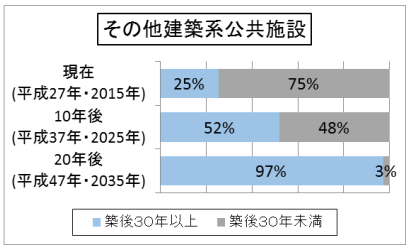

25%から 52%へ 2.08 倍

（2）インフラ施設の現況と将来の見通し

【インフラ施設の保有量一覧】

種別	主な施設		施設数		備考
道路等	道路延長		**392,883.4 m**	**2,357,866 ㎡**	平成25年(2013年)4月現在
		一般道路(一級(幹線)市道)	32,517.6 m	316,170 ㎡	
		一般道路(二級(幹線)市道)	32,829.7 m	170,546 ㎡	
		一般道路(その他の市道)	312,205.7 m	1,818,932 ㎡	
		自転車歩行者道	15,330.4 m	52,218 ㎡	
	橋梁		**124 橋**	**29,159.46 ㎡**	平成25年(2013年)3月現在
		PC橋	26 橋	6,791.08 ㎡	
		RC橋	51 橋	3,423.96 ㎡	
		鋼橋	47 橋	18,944.42 ㎡	
	トンネル		**4 箇所**	**839 m**	平成25年(2013年)4月現在
公園	公園		**271 箇所**	**160.46 ha**	平成27年(2015年)3月現在
		総合公園	1 箇所	13.54 ha	
		特殊公園(風致公園)	1 箇所	10.74 ha	
		近隣公園	4 箇所	6.68 ha	
		街区公園	156 箇所	32.58 ha	
		その他公園	5 箇所	0.44 ha	
		緑地	95 箇所	89.17 ha	
		その他緑地	9 箇所	7.31 ha	
河川等	河川	準用河川	**1 河川**	**3.90 km**	平成26年(2014年)3月現在
		普通河川	**16 河川**	**60.04 km**	
	調整池		**31 箇所**	**110,628 ㎡**	
上水道	管路延長			**524,965.1 m**	平成27年(2015年)3月現在
		導水管		4,683.2 m	
		送水管		24,283.6 m	
		配水管		495,998.3 m	
	浄水場			**4 箇所**	
	配水池・ポンプ室等			**59 箇所**	
下水道	管路延長(汚水)			**370,237.95 m**	平成27年(2015年)3月現在
		HP管		172,594.57 m	
		VU管		179,209.18 m	
		圧送管		18,434.20 m	
	処理場(汚水)			**1 箇所**	
	ポンプ施設(汚水)			**208 箇所**	
		中継ポンプ場		7 箇所	
		マンホールポンプ		124 箇所	
		個人ポンプ		77 箇所	
	滝畑浄化センター			**1 施設**	
	公設浄化槽			**150 基**	
		市設置浄化槽		112 基	
		帰属浄化槽		38 基	
	管路延長(雨水)			**101,977.72 m**	

①道路等（道路、橋梁、トンネル）

（ア）道路

市道の総延長は約４００㎞あります。経年変化による道路舗装の損傷・劣化が進行していることから修繕箇所は年々増加する傾向にあります。

１人あたりの道路面積は、全国平均よりは少ないものの、大阪府下平均の２倍弱を保有しています。これは本市が大阪府内で３番目に広い面積を有していることと、起伏に富んだ地形であるため大阪府下の他市に比べて道路保有量が多くなっています。

【種類別延長】

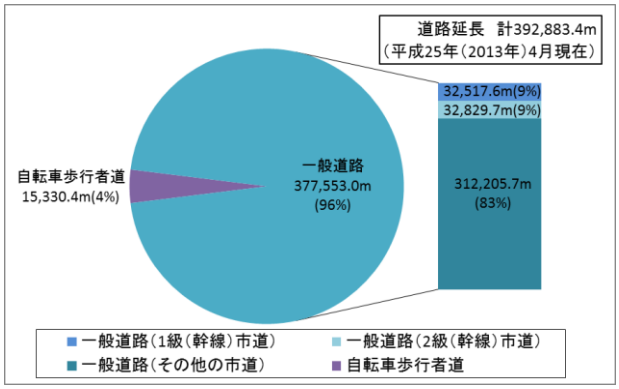

【種類別道路面積】

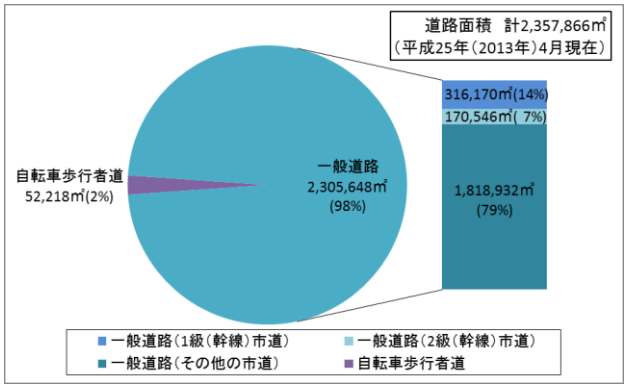

【修繕度合別の延長】

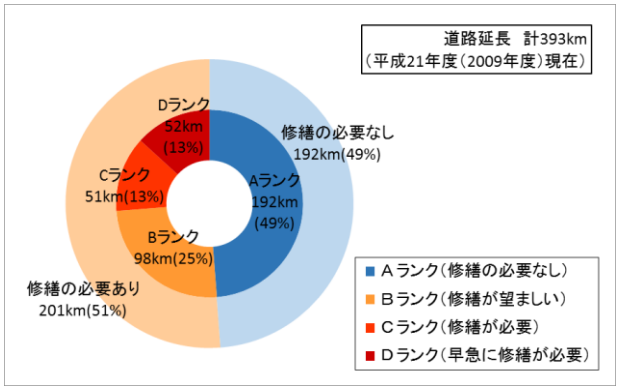

【１人あたりの道路面積（㎡／人）】

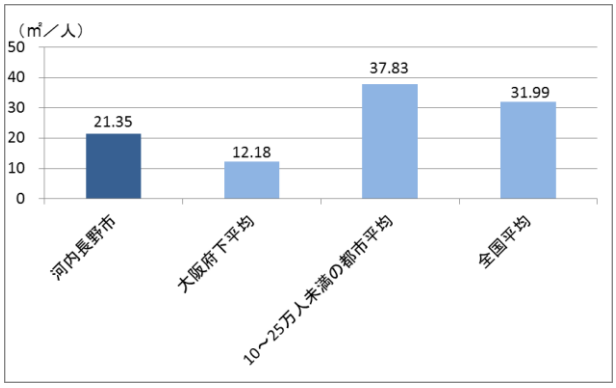

	河内長野市	大阪府下平均	10～25万人未満の都市平均	全国平均
１人あたりの道路面積（㎡／人）	21.35	12.18	37.83	31.99

※河内長野市の人口は、平成27年（2015年）3月末現在の人口（110,435人）で算出
※大阪府下：平成26年度大阪府統計年鑑より算出
※10～25万人未満の都市、全国平均：公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果

（イ）橋梁

本市が管理する橋梁は平成２６年３月現在で１２４橋ありますが、これらの多くは高度経済成長期に架設されたものです。建設後５０年を経過する橋梁は、現時点で２９橋（２３%）ですが、１０年後の平成３７年（２０２５年）には５７橋（４６%）、さらに２０年後で９５橋（７７%）となり、今後老朽化が進んでいきます。また 15m以上の比較的大きい橋梁が全体面積の９０%を占めています。

【種類別橋梁数】

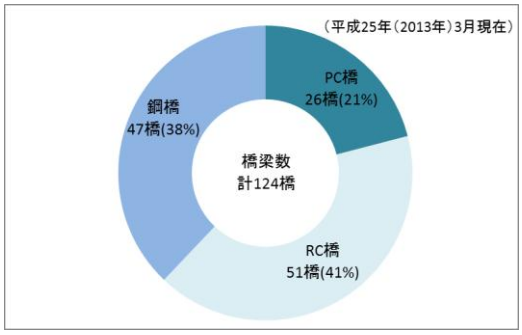

【種類別橋梁面積】

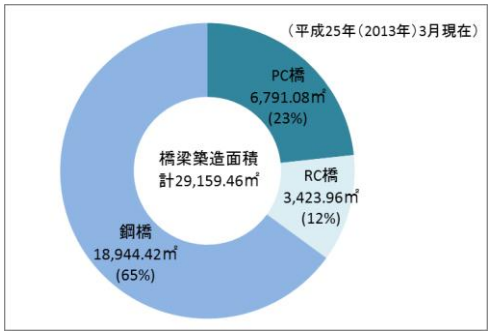

【橋長別橋梁数】

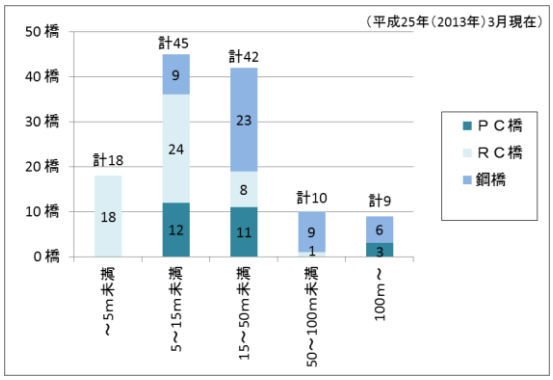

【橋長別面積】

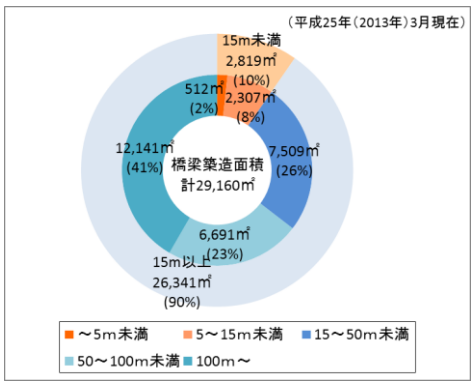

【建設年別の橋梁面積】

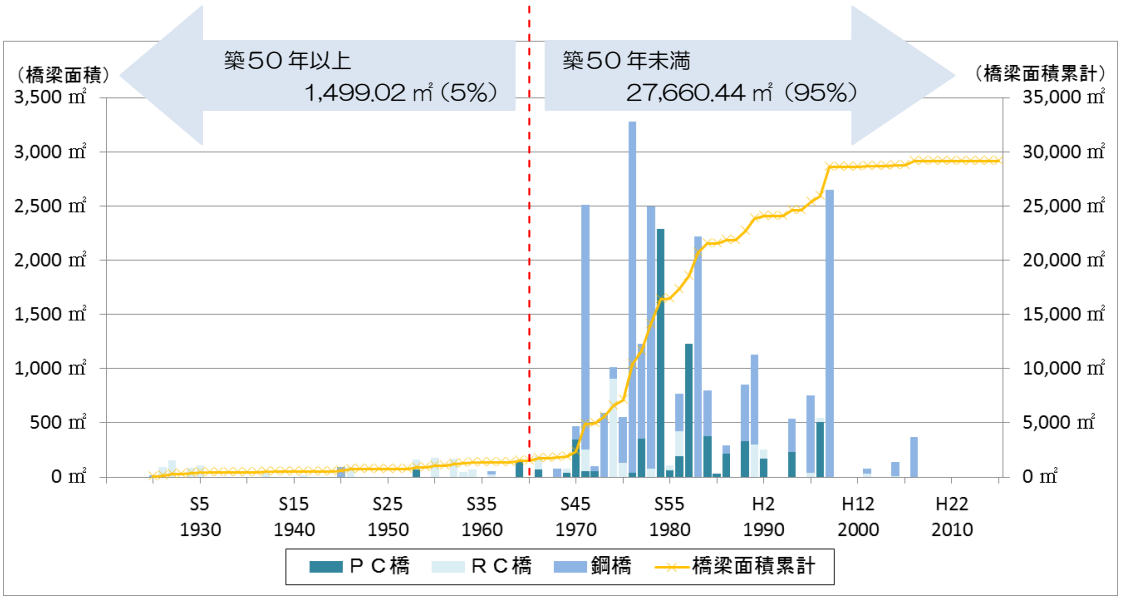

【築後５０年以上の橋梁数の割合】

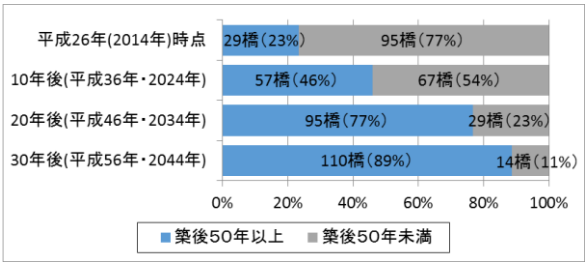

【築後５０年以上の橋梁面積の割合】

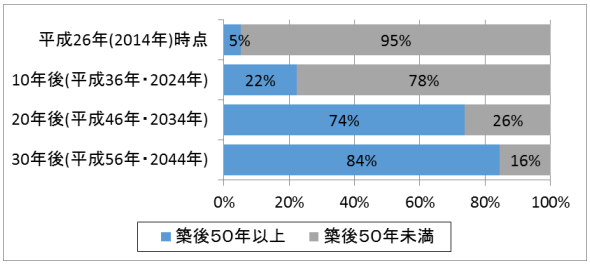

【１人あたりの橋梁面積（㎡／人）】

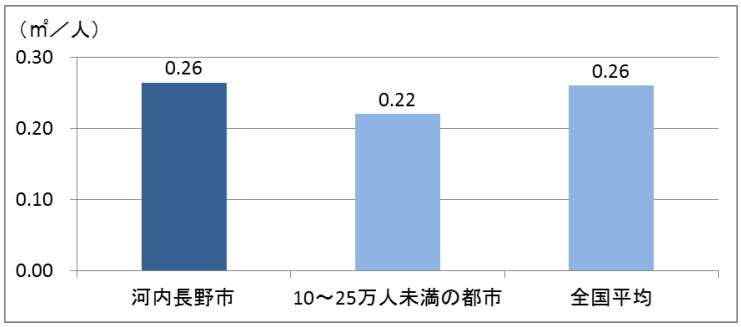

	河内長野市	10～25万人未満の都市	全国平均
１人あたりの橋梁面積（㎡／人）	0.26	0.22	0.26

※河内長野市の人口は、平成27年（2015年）3月末現在の人口（110,435人）で算出

※10～25万人未満の都市、全国平均：公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果

（ウ）トンネル

本市が管理するトンネルは４箇所あります。昭和５０年（１９７５年）と昭和５１年（１９７６年）に建設されたものが築後４０年経過し、老朽化が進行しています。

【建設年別トンネル延長】

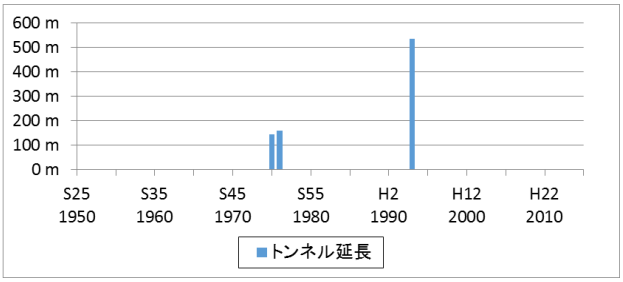

【築後５０年以上のトンネル延長の割合】

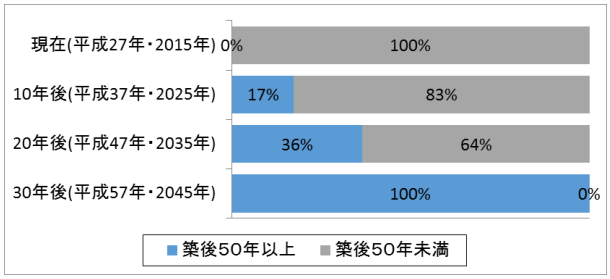

②公園

市が保有する公園は１６７箇所、緑地は１０４箇所あり、合計２７１箇所、面積は１６０.４６ha になります。また、１人あたりの公園面積は、大阪府下の市町村平均の３倍以上になっています。

【種類別公園数】

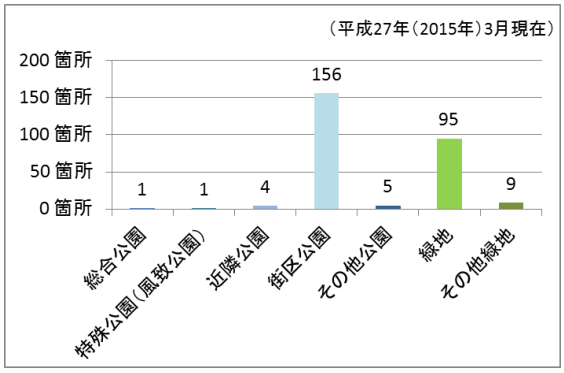

【種類別公園面積】

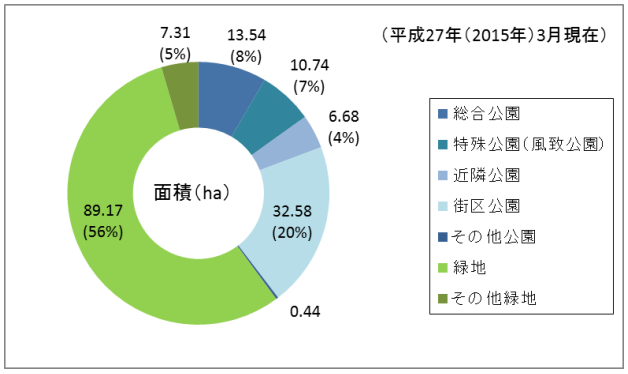

【１人あたりの公園面積（㎡／人）】

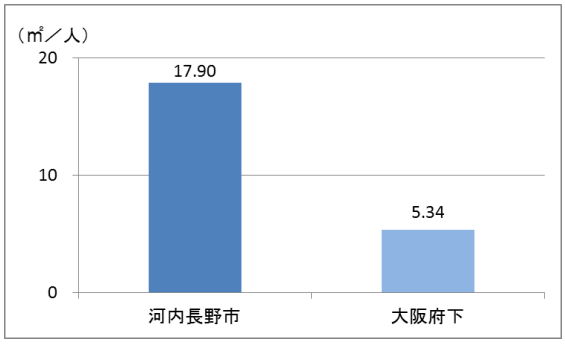

	河内長野市	大阪府下
１人あたりの公園面積（㎡／人）	17.90	5.34

※平成25年度大阪府統計年鑑より（都市公園のみの集計）

③河川等（河川、調整池）

（ア）河川

・準用河川は、加賀田川水系の加賀田川の１河川で、その延長は3.9㎞です。
・普通河川は、５水系、１６河川あり、総延長は６０.０４㎞です。

【普通河川一覧表】

石川水系	15.57 km	河合寺川	1.76 km
		横谷川	3.88 km
		石川	0.53 km
		千石谷川	9.40 km
天見川水系	14.75 km	天見川	5.49 km
		岩瀬川	3.81 km
		島の谷川	3.10 km
		流谷川	2.35 km
石見川水系	13.82 km	石見川	9.52 km
		鬼住川	4.30 km
加賀田川水系	12.20 km	加賀田川	2.69 km
		矢伏川	3.00 km
		小井関川	4.41 km
		唐久谷川	2.10 km
西除川水系	3.70 km	西除川	2.65 km
		下里川	1.05 km

（イ）調整池

開発団地の開発に伴い造成された調整池は３１箇所あり、総面積は約 110,000 ㎡になります。

	調整池名	池面積（㎡）
1	北貴望ヶ丘	258.00
2	北青葉台	2,730.80
3	南青葉台	133.00
4	大師№1	3,824.49
5	大師№3	427.00
6	大矢船第１	6,792.93
7	大矢船第２	4,906.57
8	大矢船第３	222.11
9	旭ヶ丘№4	3,143.79
10	旭ヶ丘№5	2,062.77
11	長野南	4,927.35
12	南花台第１	1,050.00
13	南花台第２	602.00
14	南花台第３	13,553.97
15	緑ヶ丘（1）	14,402.65
16	緑ヶ丘（2）	2,065.29

	調整池名	池面積（㎡）
17	緑ヶ丘（3）	586.98
18	緑ヶ丘（4）	1,462.47
19	滝谷緑台	707.40
20	あかしあ台１号	1,160.67
21	あかしあ台２号	835.20
22	あかしあ①	15.38
23	あかしあ②	30.44
24	清見台Ａ	7,914.95
25	清見台Ｂ	4,134.12
26	美加の台Ａ	5,230.69
27	美加の台ＢＣ	12,496.26
28	美加の台Ｄ	4,617.92
29	美加の台Ｅ	5,340.86
30	中片添	2,342.88
31	えぼし台	2,649.10
	合計	110,628.04

④上水道

本市は起伏が多い地形であることから、他市に比べて非常に多くの施設を有しており、浄水場が４箇所、配水池・ポンプ室等が５９箇所あります。そのうち約半数の施設が供用開始後３０年以上経過し老朽化が進んでいる状況です（法定耐用年数：土木構造物６０年、電気設備２０年、ポンプ設備１５年）。また、導水管、送水管、配水管等の総延長は約５２５㎞に及び、そのうちの約５０％が供用開始後３０年以上経過しています（法定耐用年数４０年）。

施設の多さに比べて、一人あたりの水道管延長は全国平均に比べて、やや多め程度となっています。

【管種別延長】

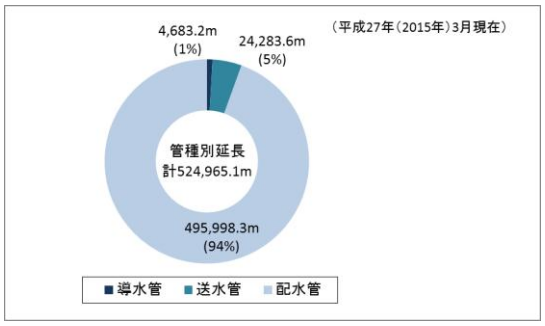

【築後３０年以上の上水道管路延長の割合】

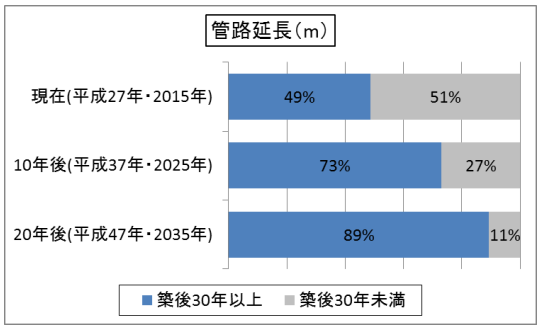

【年度別整備延長と管種】

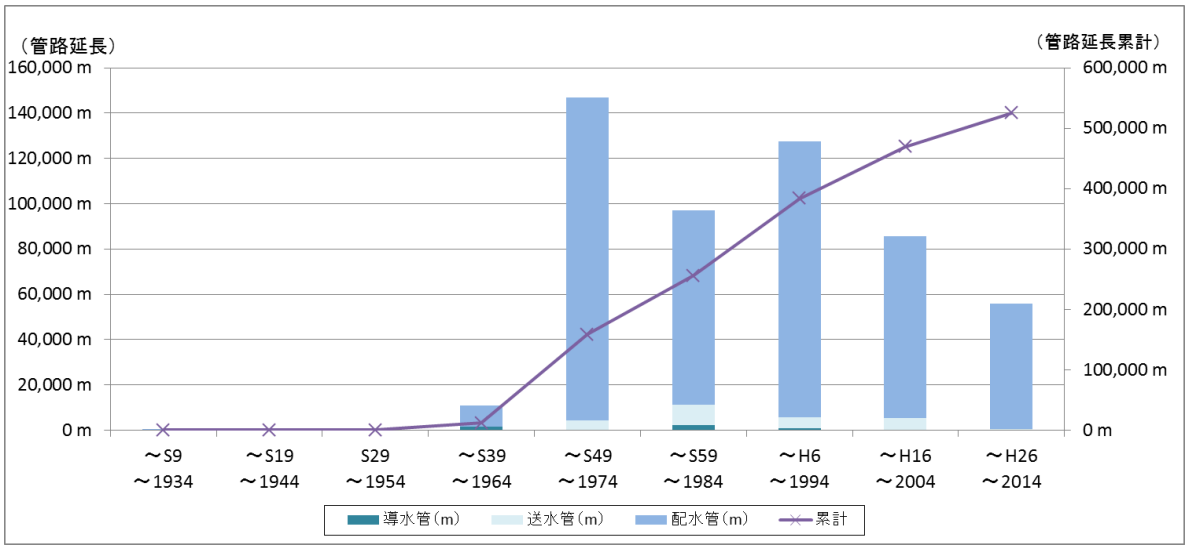

	河内長野市	10～25万人未満の都市	全国平均
一人あたりの水道管延長（m/人）	4.75	5.23	4.09

※河内長野市の人口は、平成27年（2015年）3月末現在の人口（110,435人）で算出

※10～25万人未満の都市、全国平均：公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果

【１人あたりの水道管延長（m／人）】

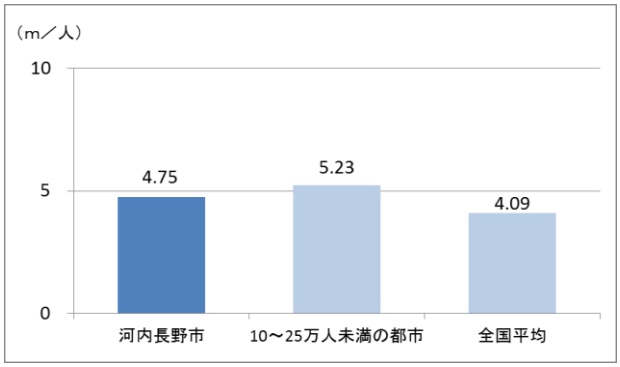

⑤下水道

下水道に関しても、上水道と同じく、他市に比べて多くの施設を有しており、処理場が１箇所、ポンプ施設が２０８箇所、滝畑浄化センターが１施設、公設浄化槽が１５０基あります。また、管路延長は汚水管が約３７０㎞、雨水管が約１０２㎞で、汚水管では約３０％が供用開始後４０年以上経過しています。

一人あたりの下水道管路長は大阪府下の市町村平均に比べて１.５倍以上になっています。また、下水道管路長に比べて多くの汚水ポンプを所有しています。

【管種別延長（汚水管）】

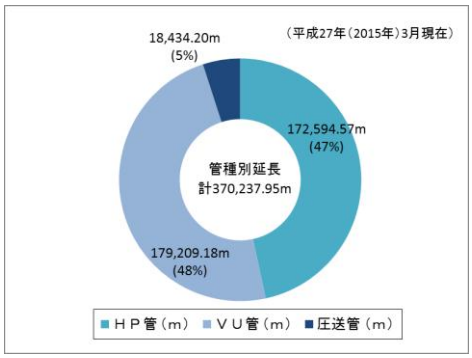

【築後４０年以上の下水道管路延長の割合（汚水管）】

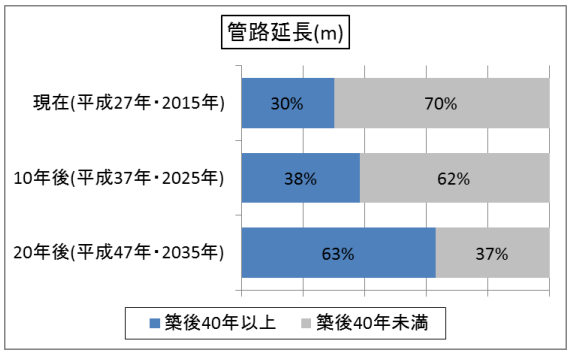

【年度別整備延長と管種】

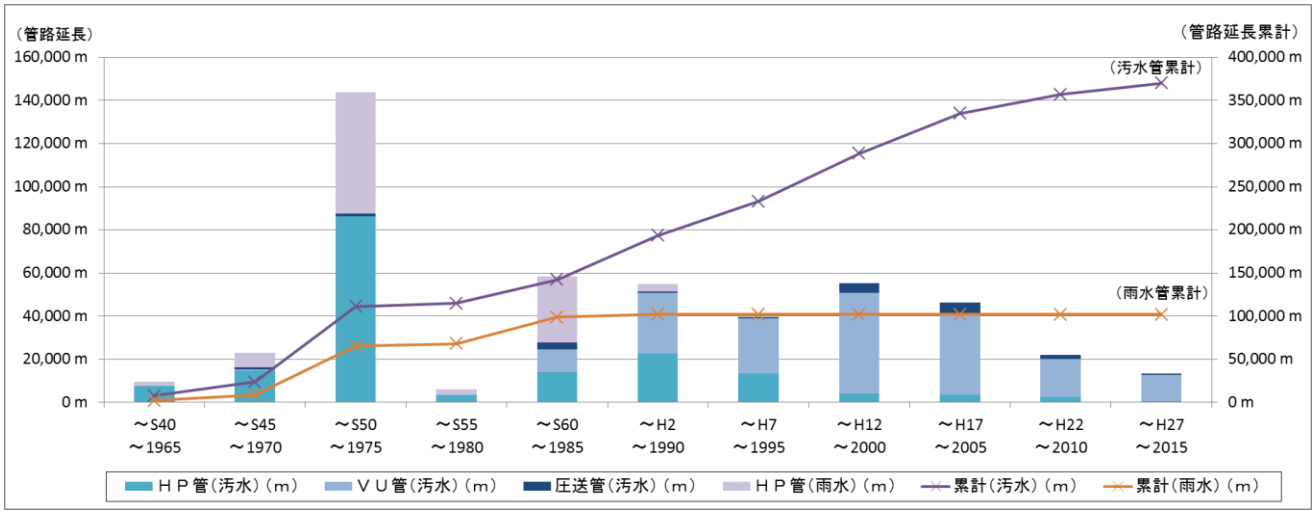

	河内長野市	大阪府下	10～25万人未満の都市	全国平均
一人あたりの下水道管路延長（m／人）	3.35	2.13	3.37	3.60

※河内長野市の人口は、平成27年（2015年）3月末現在の人口（110,435人）で算出

※大阪府下：平成24年度下水道統計、人口は大阪府統計年鑑（平成26年度）より算出

※10～25万人未満の都市、全国平均：公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果

【１人あたりの下水道管延長（m／人）】

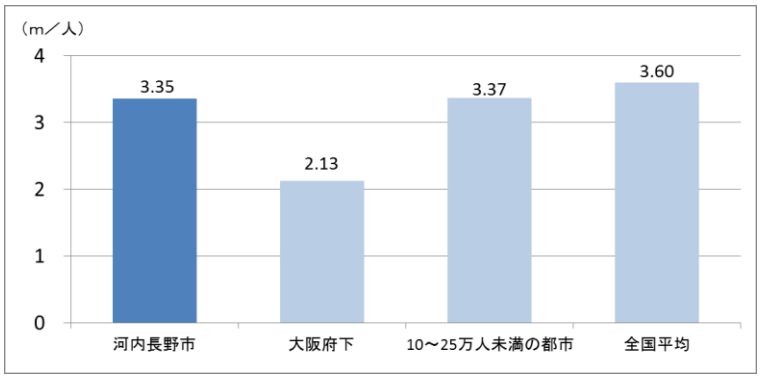

【大阪府下の保有状況】

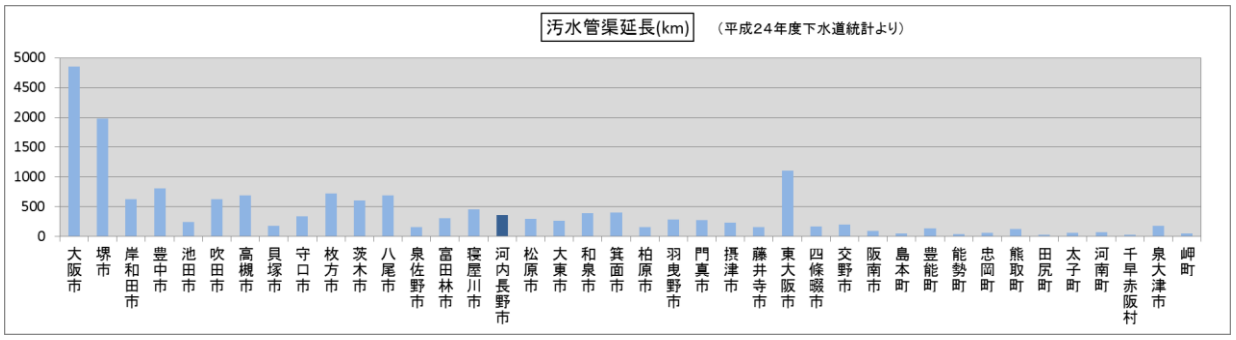

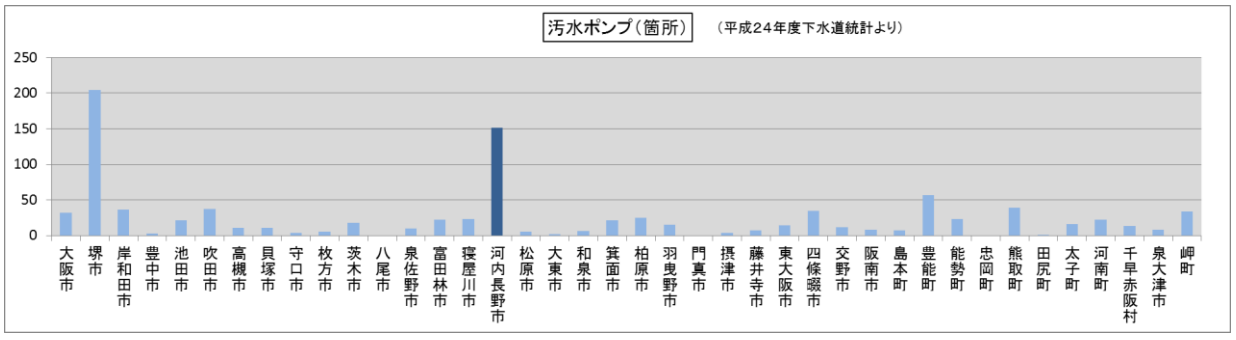

１－２．総人口や年代別人口についての今後の見通し

本市の人口は、平成１２年（２０００年）２月をピークに減少に転じています。国勢調査を基にした人口推計では、今後も人口が減少し、平成５２年（２０４０年）には約 78,000 人と、ピーク時の約６４％、昭和５５年（１９８０年）当時と同規模程度になることが予想されます。

また、将来人口の年齢構成をみると、今後、老年人口（６５歳以上）が増加し、生産年齢人口（１５～６４歳）、年少人口（０～１４歳）が減少しますが、生産年齢人口及び年少人口の減少は総人口の減少よりもはるかに大きく落ち込むことが予想されています。

また、小中学校の児童数・生徒数に関しては、昭和５９年（１９８４年）をピークに減少に転じており、現在はピーク時の約半数となっています。

【総人口と年代別人口推移と推計グラフ】

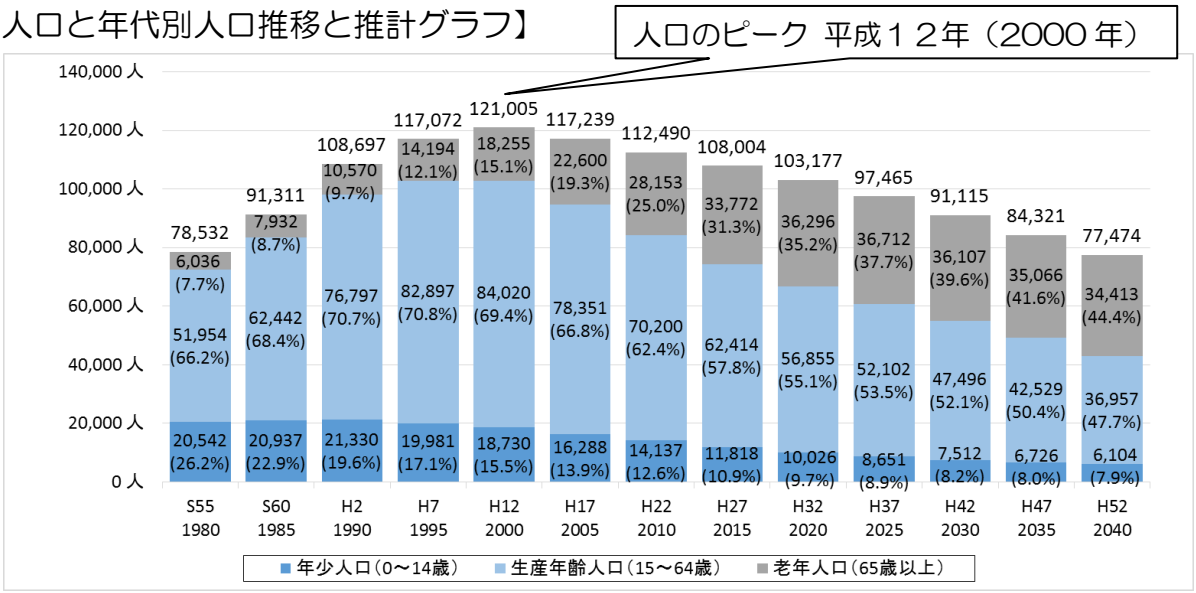

出典：平成２２年（２０１０年）までの数値：総務省統計局「国勢調査」より
平成２７年（２０１５年）からの推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より

【児童数・生徒数の推移】

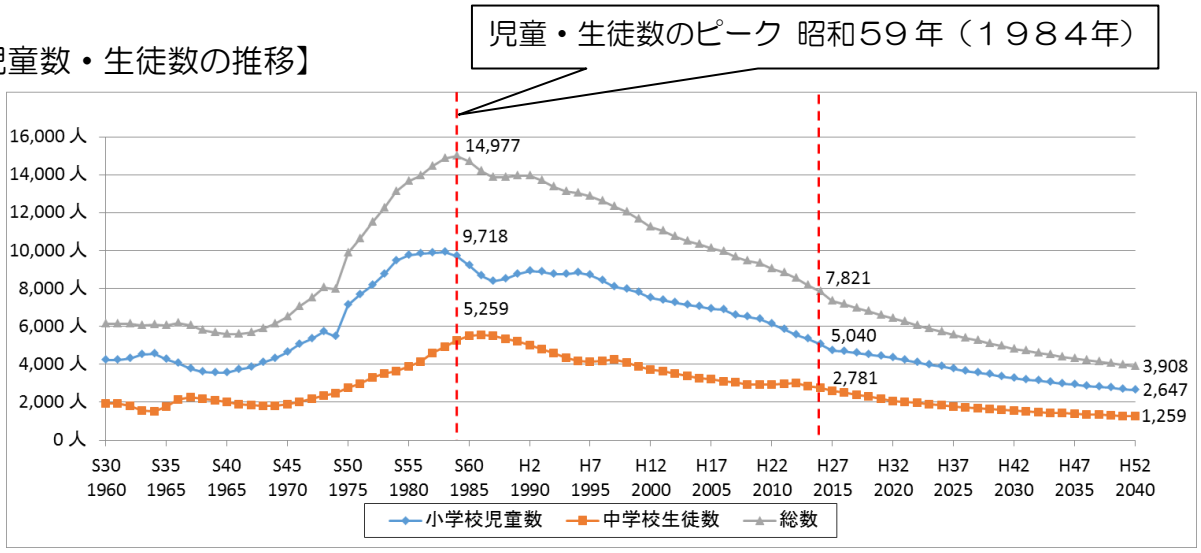

※平成２７年（２０１５年）以降の推計は、上記の人口推計グラフの数値を基に算出。

１―３．財政状況と公共施設等の維持管理、更新に必要な経費の見込み

（１）歳入

歳入については、主な自主財源である市税収入が減少傾向、地方交付税、国庫支出金、府支出金が増加傾向にあります。

【歳入とその推移】

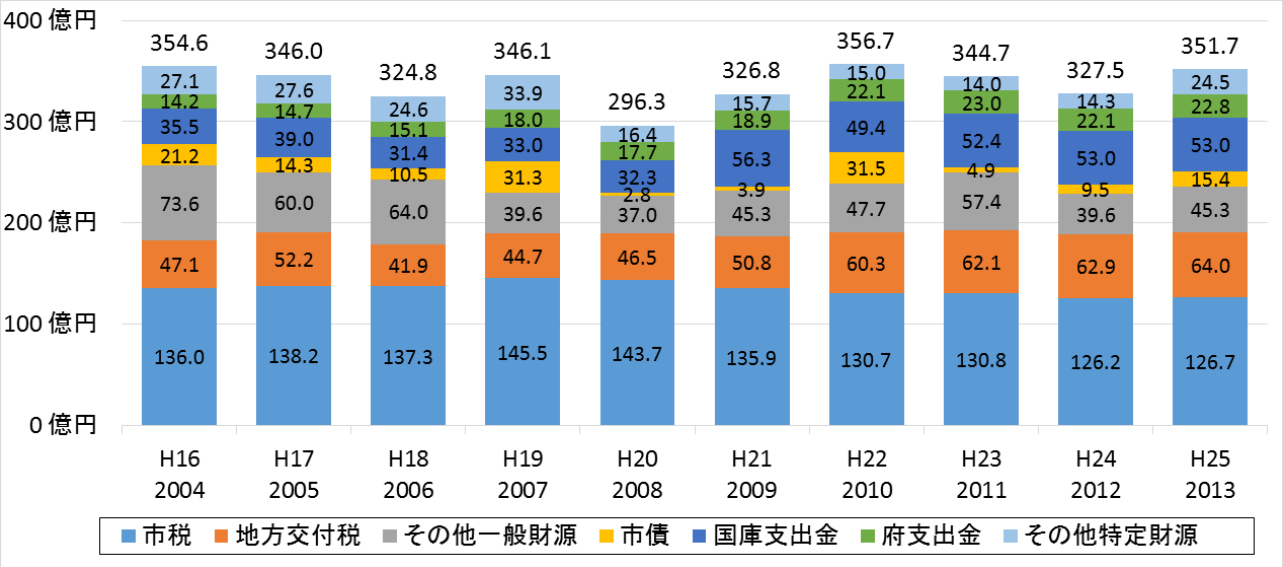

【市税の推移】

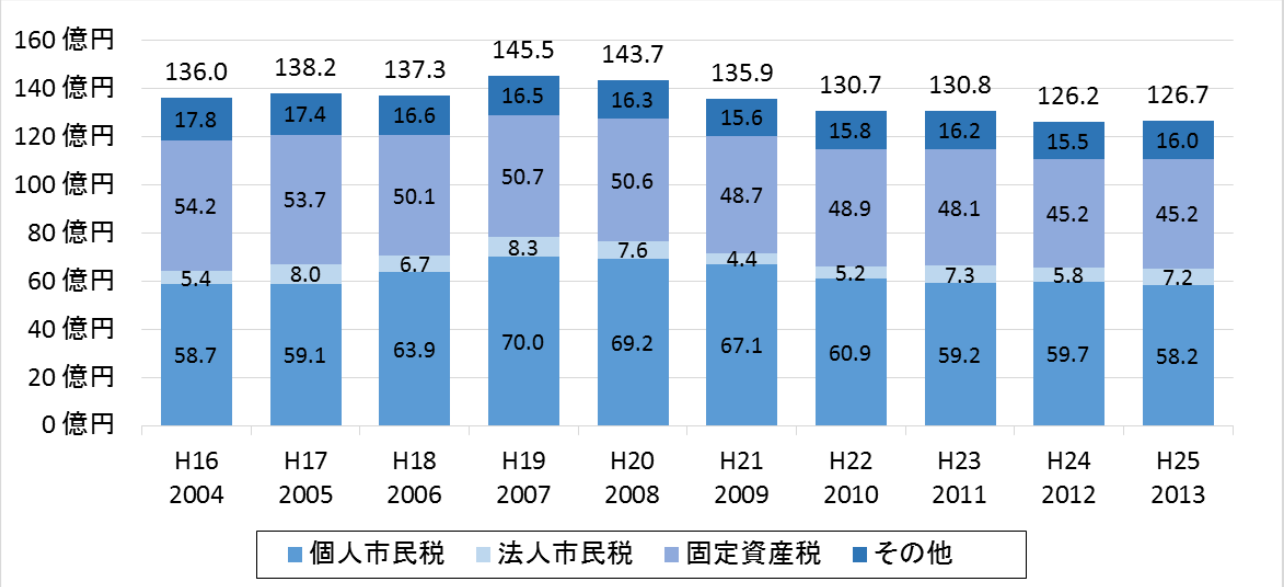

（2）歳出

歳出については、扶助費がこの１０年間で 55.8 億円から 84.2 億円と 1.5 倍の増加となっています。前述の老年人口の増加により将来的には扶助費のさらなる増加が見込まれる状況となっています。市では人件費や公債費の削減を図っているものの、経費の削減を吸収しきれない歳出構造となっています。

このことから、施設老朽化に伴う大規模改修・更新期の到来により将来的には増加が見込まれる状況ではありますが、扶助費の増加を考慮すると厳しい財政状況の中で今後大幅な公共投資の増は、困難が予想されます。

【歳出と推移】

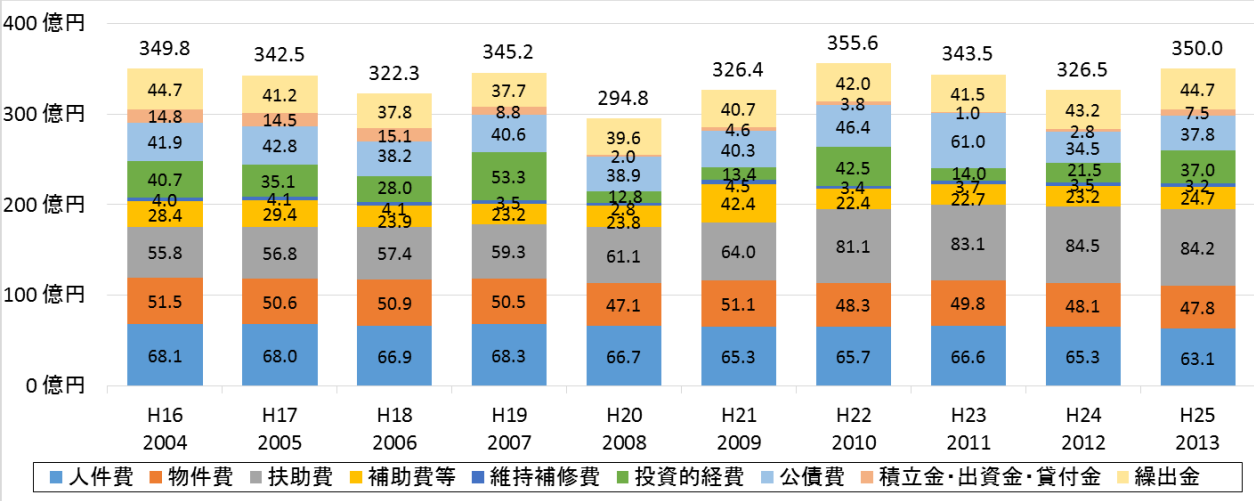

【扶助費と、普通会計全体に占める扶助費の割合の推移】

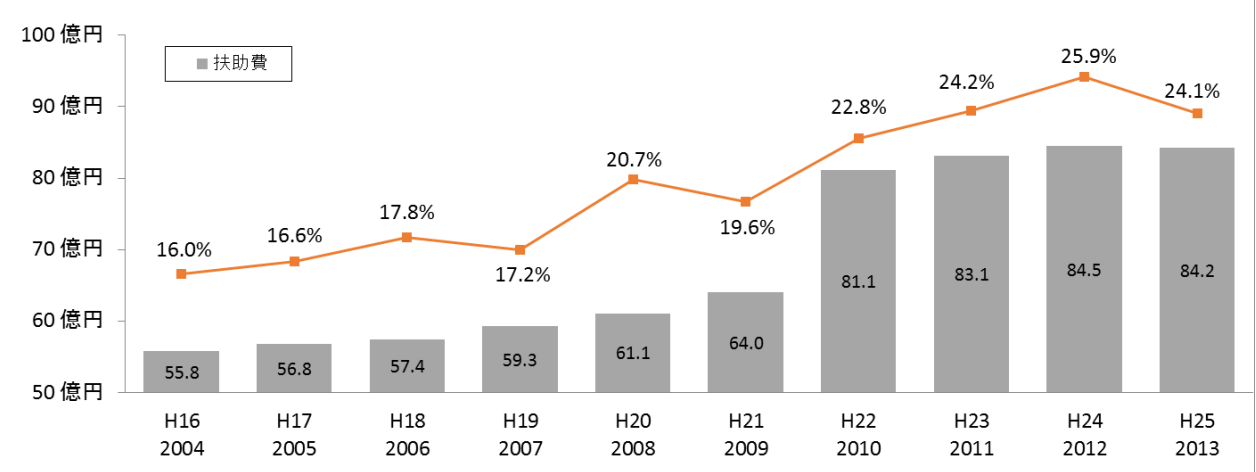

（３）財政シミュレーション（平成３７年度（２０２５年度）までの推計）

下記のグラフは平成３７年度（２０２５年度）までの歳入・歳出の推移を示したものです。

平成２６年度（２０１４年度）より歳出が歳入を上回る逆転現象が起こり、本市の財政状況は、今後もより厳しいものとなっていくと考えられます。

【歳入・歳出の推移（一般財源ベース）】

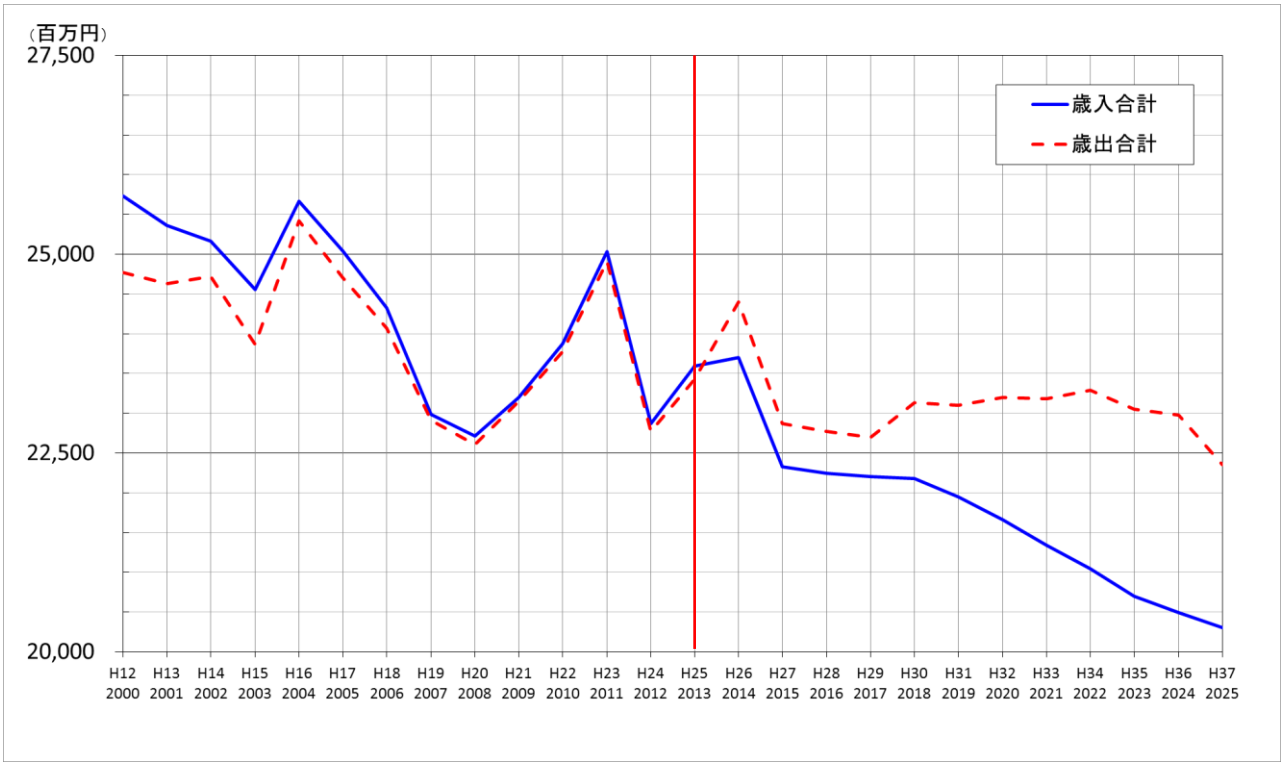

※平成１２年度から平成２５年度までの歳入合計・歳出合計は決算額を示す。平成２６年度以降は新たな財政健全化などによる効果や財政調整基金の取崩しはシミュレーションには含まない。

（４）公共施設等の維持管理、更新に必要な経費の見込み

公共施設等総合管理計画策定の目的は、維持保全更新に多くの費用を必要とする公共施設等を健全かつ安全に保有することができるかを定めていくところにあります。

公共施設は、完成と同時に老朽化していきますが、これまで見てきたように、将来の公共施設維持保全更新に必要な費用は大変大きなものとなっています。下図にあるように、この先１１年間の財政推計から見た公共施設維持保全に支出可能な一般財源は、年１０億円に対し、必要となる維持保全費は、年度によって極端に高くなる年度もありますが、平準化した場合の一般財源は、年１６億円となり、年６億円が不足することとなります。

今後は、市の安定した財政運営を求め、健全に公共施設等を保有・活用していくため、こうした維持保全費の縮減とともに必要な維持保全更新費用を平準化させる必要があります。

【これまでの実績】

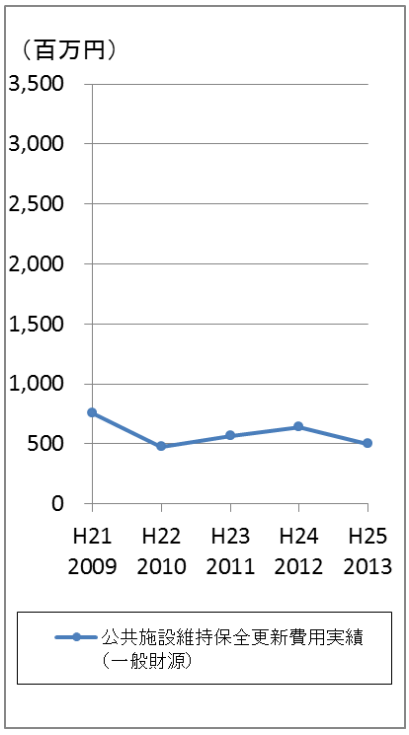

【今後の見込み】

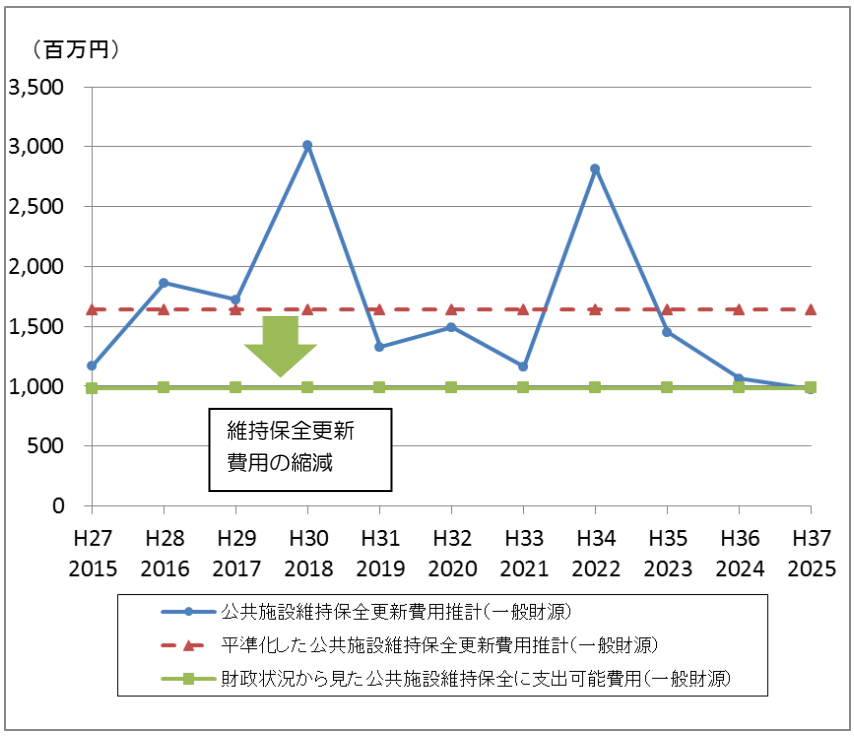

※上記維持保全更新費用の推計は、公共建築物とインフラ施設（道路、橋梁、公園、下水道（雨水）、滝畑浄化センター）。

【将来更新費用の推計（公共建築物とインフラ施設（道路、橋梁、公園、
下水道（雨水）、滝畑浄化センター））】

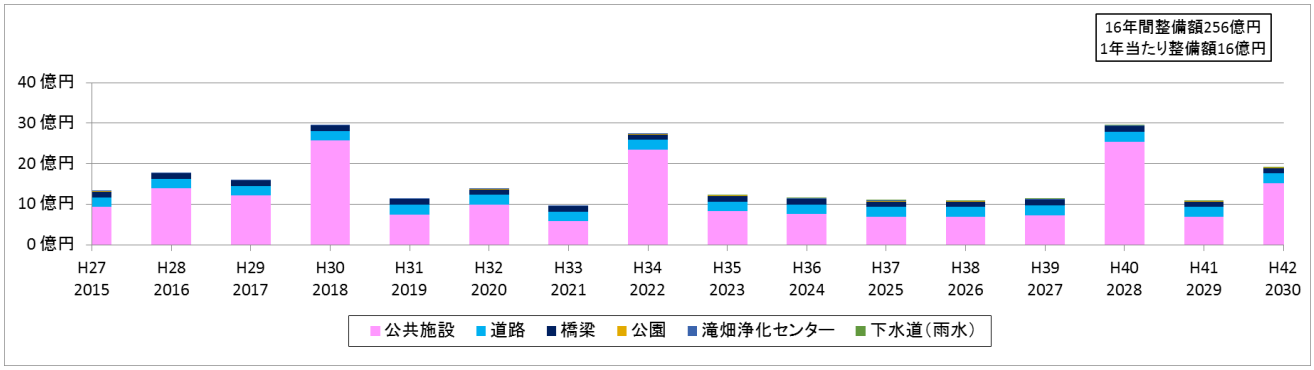

※公共建築物：市試算より算出
※道路：公共施設等更新費用試算ソフトにて算出
※橋梁：長寿命化計画に基づく。耐震補強に要する費用は除く。
※公園：構造物改修はブロック積みのみを算定。早急に対策が必要な箇所（１９箇所）のみ改修すると想定。
※下水道（雨水）：市試算より算出
※滝畑浄化センター：市試算より算出

【将来更新費用の推計（インフラ施設（上水道））】

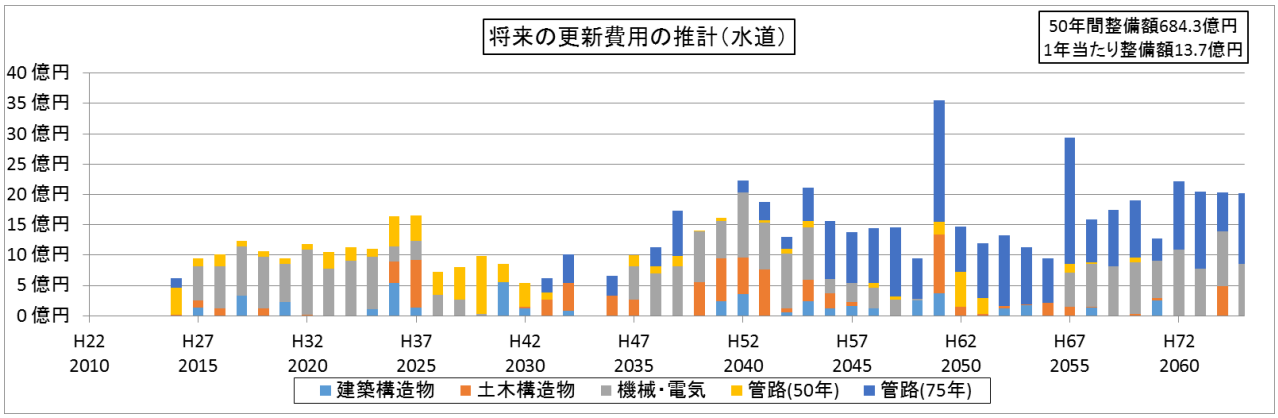

※上水道：市試算より算出

【将来更新費用の推計（インフラ施設（下水道（汚水））】

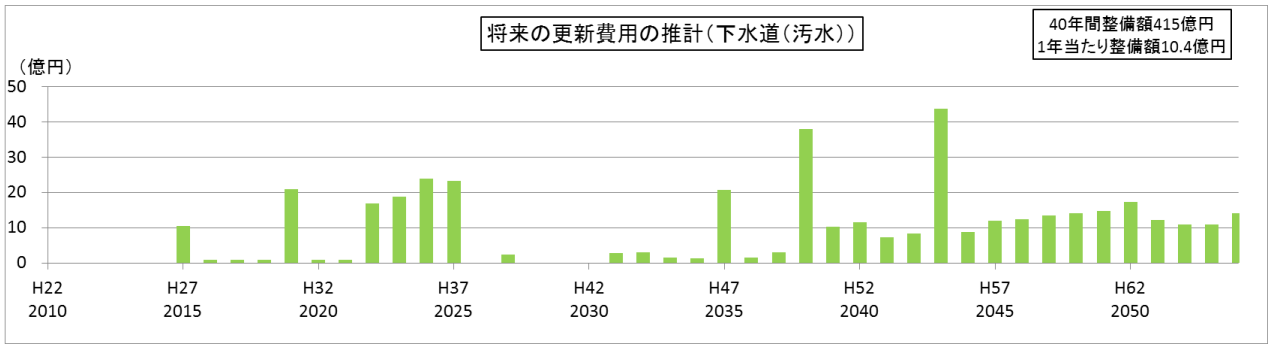

※公共施設等更新費用試算ソフトより算出。管路のみ計上。

第2章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

２－１．計画期間

計画の期間は、平成２７年度（２０１５年度）を初年度とし、平成３７年度（２０２５年度）までとします。

２－２．全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等を安全・安心できる施設とするため、現在、公共施設等の各施設所管課で施設ごとに検討、決定している修繕・整備計画などの内容を、全庁的な観点から整合を図り、公共施設等の維持保全・有効活用を一体的に管理し、また各種課題に対する解決策の検討を行うために、全庁横断的な体制（横串化）を整え、財産管理、維持保全、有効活用等に総合的かつ継続的に取り組みます。

また、各施設所管課が保有している情報を、公共施設等の維持管理・有効活用を一体的に管理する組織に一元化、共有化し、個々の分類にとらわれることなく、大きい視点で情報を収集し、情勢の変化にも的確に対応していきます。

さらに適切な維持・保全管理体制、活動を継続的・全庁的に行うため、職員の維持保全研修制度等を整えていきます。

２－３．現状や課題に関する基本認識

（１）公共施設等の改修・更新等への対応

本市の福祉施設、社会教育施設、学校教育施設、市営住宅等の公共建築物と、道路、橋梁、上下水道施設等のインフラ施設などの多くの公共施設等は急速な老朽化が進んでいます。これらの改修や更新などの費用は増大傾向にあり、本市の財政状況を圧迫する要因となっています。さらに今後の改修や更新などの実施時期が重なり、費用が突出して多くなる年度があることが予想されます。このような状況を回避するために、改修や更新などにかかる費用を全体的に抑えるとともに平準化させることが必要であり、今後は中長期的な視点により計画的・戦略的な公共施設等の再編成と管理に取り組み、将来への負担を減らすよう対策を講じる必要があります。

（２）人口減少及び少子高齢化社会到来への対応

本市の人口は、平成１２年（２０００年）２月をピークに人口減少に転じています。今後の推計においても人口が減少し、平成５２年（２０４０年）には約 78,000 人、ピーク時の約６４％と、昭和５５年（１９８０年）当時と同規模程度になることが予想されます。

また、将来人口の年齢構成をみると、今後は老年人口が増加し、生産年齢人口及び年少人口の減少は総人口の減少よりもはるかに大きく落ち込むことが予想されています。そのため、このような人口構成の変化に伴う公共施設等に求められる市民の新しいニーズに対応した、公共施設等の適正な総量規模や配置を検討していく必要があります。

◇人口１人当たりの延床面積

本市の人口１人当たりの公共建築物の延床面積は２.４３㎡／人となっており、近隣市の平均値(２.４２㎡／人)をやや上回っています。

また、全国の１０万人以上、２５万人未満の都市の平均と比べてみると、本市が０.４６ポイント下回っています。

市　名	人　口（人）	公共建築物延床面積(㎡)	人口一人当たりの延床面積(㎡/人)
河内長野市	110,435	268,411.93	2.43
大阪狭山市	57,632	121,860.37	2.11
富田林市	115,601	330,469.00	2.86
羽曳野市	114,757	260,135.00	2.27
藤井寺市	66,362	134,480.00	2.03
和泉市	187,166	532,214.60	2.84
上記平均	－	－	2.42
10～25 万人未満の都市の平均	－	－	2.89

※人口は各市とも平成２７年（2015 年）３月末現在。他市の公共建築物の延床面積は、各市ホームページの平成２５年度（2013 年度）決算報告書より抜粋。

【人口１人当たりの延床面積】

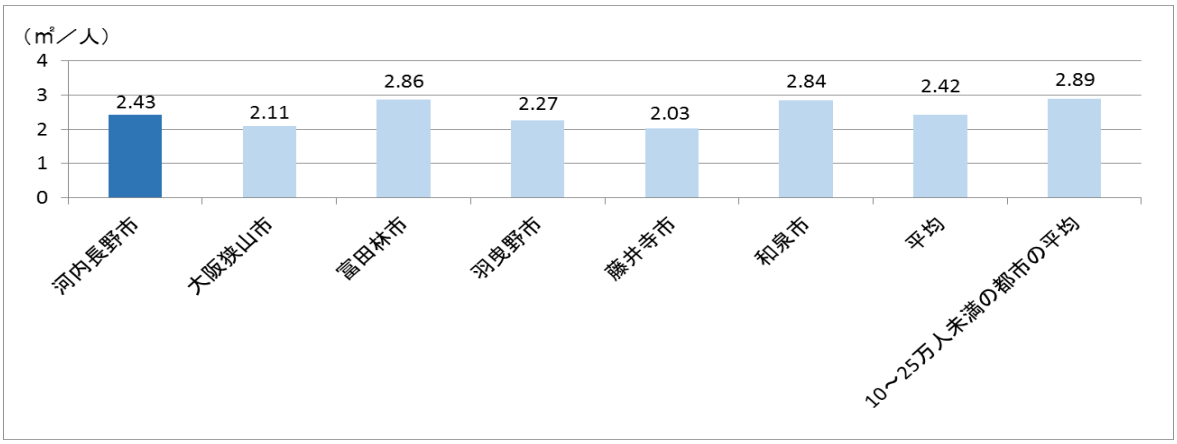

（３）財政状況に見合った維持更新への対応

公共施設等の維持保全更新費用の縮減のためには、既に本市で策定した「公共施設の維持保全・有効活用方針」において示されたように、インフラ施設の長寿命化を図るとともに、公共建築物については、施設が提供するサービス機能は維持しながら施設全体規模の適正化を進め、結果として費用と財源の差を埋める取組みを進めていく必要があります。

現在の河内長野市の財政状況から勘案すると公共施設等を大幅に削減しなければならず、また、これらの改修工事等を延期すれば、問題を先送りするだけで、将来にわたり大きな負担を残すこととなります。

２－４．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（１）公共建築物

公共建築物は、それぞれの目的を持って建設されてきましたが、施設機能や利用内容が重複しているものが多くあります。

右肩上がりの経済状況と人口増加というこれまでの傾向とは一転し、厳しい経済状況と人口減少が見込まれる今後においては、施設の稼働状況や採算性を十分に考慮しながら、統廃合、管理・運営の見直しなどを検討し、特に、市民交流センターや公民館、コミュニティセンターなど、施設機能や利用内容が重複しているものが多い施設については、今後、稼働状況や採算性等を十分検証したうえで、統廃合や複合化、管理・運営の見直しなどを検討していきます。

（２）インフラ施設

道路、上水道、下水道、公園などのインフラ施設については、住民生活に直結する施設であり、いかに効率的、効果的に維持していくかが大切であることから、維持保全・更新（長寿命化）での方針を策定します。

また、上水道においては、将来的に大阪広域水道企業団水の第２分岐が実現した際には、小規模浄水場を廃止する方針とします。さらに、今後の水道施設の更新事業においても、人口減少などの社会情勢に対応したものとします。

（３）実施方針等

①点検・診断等の実施方針

今後は、法的根拠に基づく定期点検やその他の基準により定期的に点検を実施しているものに、点検が必要な施設ではあるが未点検であったものも加え、点検・診断を計画的に実施し、その結果に基づき、対策が必要とされたものは適切な時期にその対策を効率的・効果的に実施していきます。公共施設等に関する保全マニュアルを作成し、担当課職員、施設管理者等への定期的な研修会等を通じて、日常の維持管理業務（保守、点検、清掃、警備等）の適正化・標準化を図ります。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

これまでの公共施設等における維持管理・修繕については、施設に不具合が生じてから、修繕や更新を行う「事後保全」が大部分で、定期的に取り換えや交換・更新を行う「予防保全」や点検によりその劣化や状態を見ながら修繕更新を行う「状態監視保全」は、ほとんど実施されていない状況にあり、また、所管課ごとに施設管理を行っていることから、同じ状況であってもその対応は、異なっています。

このようなことは、現在を含め、今後到来する公共施設等の老朽化や損耗に加え、本格的な更新を考えると財政状況や人口減少の影響から、これまでの対応、体制では、施設の適正な維持、安全性を確保していくことは困難な状況となっています。

このため、維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握し、これまでの「事後保全」のみの維持管理から、点検・診断実施結果から各施設分類など個々の施設の状況に応じて「予防保全」と「状態監視保全」と「事後保全」の３つに分類し、財政的、物理的な条件を加味し、計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指します。

点検・診断実施の検討段階において、その施設の必要性、対策の内容や時期を検討し、社会情勢や市民要請から、その施設が、必要性があると判断される場合は、更新などの機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更を図り、必要性がない、もしくは低いとされたものについては、廃止や撤去、他施設への複合化や集約を検討していきます。

公共施設等に関する保全のための情報をデータ化し、データの活用、継続性、統一性、効果性を高めていき、情報を一元的に管理し、年度により大きく変動する公共施設等の改修や更新に要する費用を施設の選択と集中、かつ優先順位を定め、各年度の予算の平準化に努め、将来の施設の維持・更新に活用するほか、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、適宜計画を見直し、ＰＤＣＡサイクルを循環していきます。

※PDCA サイクルとは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つを示します。Ｐｌａｎ（計画）⇒Ｄｏ（実行）⇒Ｃｈｅｃｋ（評価）⇒Ａｃｔ（改善）の４段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

③安全確保の実施方針

保有総量の最適化、有効活用の検討の結果、継続して保有する施設について、老朽化や劣化による内外装材の剥離や落下、床仕上材のめくれ、設備機器の不具合などによる施設利用者や通行人の安全が確保できない施設については、施設の点検・診断結果に基づき、事前に財政的な負担が平準化できるように計画し、改修や修繕を実施し、各施設の安全を確保します。

④耐震化の実施方針

公共建築物の内、庁舎や図書館、市営住宅などは概ね新耐震基準で建設されています。また、その他の旧耐震基準で建設された公共建築物については、耐震性能を有しているか、もしくは耐震化工事が完了しています。こういった耐震性が認められた公共建築物につきましては建築後、概ね３０年以上が経過しており、既に大規模改修の時期を迎えています。今後は長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により劣化状況の把握に努め、調査結果を踏まえ大規模改修の実施も検討していきます。

インフラ施設については、橋梁によっては修繕工事に合わせて耐震化工事を実施し、上下水道施設につきましても大規模災害に備え、施設の耐震化を図る更新を行います。

⑤長寿命化の実施方針

保有総量の最適化、有効活用の検討の結果、継続して保有する施設については、老朽化により更新が必要となる施設が短期間に集中することにより、財政に及ぼす影響を軽減させるため、将来予測に基づく予防保全へ転換することにより、施設の長寿命化を図るとともに、長期的な視点に立った計画的な改修・改築を実施し財政負担の平準化を図ります。

なお、長寿命化が見込まれる期間が短期間であるなど、その費用対効果において十分な効果が得られないと見込まれる場合や、安全上の観点から建て替える必要がある場合などは長寿命化の対象から除きます。

⑥統合や廃止・複合化等の推進方針

公共建築物については、各施設の情報に基づき、サービスの内容や水準の妥当性、 施設の効率的活用、統廃合や複合化、廃止などの可能性を検討し、施設の保有総量の最適化を図ります。

あわせて、公共施設全体からは、１－３（４）にある一般財源ベースでの不足となる６億円の削減を目標に現在積立てている公共施設維持改修基金の状況や各年度の財政状況を考慮しながら、統廃合や複合化、廃止、長寿命化を図ります。

◇機能水準の見直し

今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行います。

◇総量の見直し

施設の必要性、必要とする総量や規模、他の施設との集約化について検討します。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討します。

◇施設の統廃合・複合化

類似施設の統廃合や複合化、集約などについては、本市の総合計画や都市計画マスタープランなどの方針を踏まえ、規模や利便性、高度利用の可能性等を考慮して検討します。また、施設の複合化や統合にあたっては、これまでの施設利用者にできるだけ不便をかけないように配慮します。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共建築物及びインフラ施設について、全職員への研修、担当職員への技術研修、適正管理に必要な体制を下記のとおり検討、実施します。

◇公共建築物

- 専門知識や経験の少ない施設管理者を対象として、施設の日常的な点検や維持保全について情報提供や研修を行い、職員の知識向上を図ります。
- 技術職員を対象とした勉強会等において、点検方法や適正な保全の実施について情報交換を行います。
- 研修等を全庁的・継続的に行うための研修制度等を整えます。
- 施設管理者に対し保全の実施状況の調査（保全実態調査）とその結果に基づく保全指導を実施します。
- 上記の保全実態調査の結果を、予算化や予算の順位付けに結び付ける仕組みの検討を行います。
- 「保全マネジメントシステム」にて施設情報の一元管理を行います。
- 施設点検、修繕、工事の実施、維持管理費等を「保全マネジメントシステム」に順次データとして記録・更新していきます。また、蓄積された情報について、関係各課の共有のあり方について検討を行います。

◇インフラ施設

- 施設管理に関する技術的な水準の確保やスキルアップのための、外部研修会や講習会への積極的な参加に努めます。
- 高度な技術力を有する技術職員の確保や適正な配置に努めます。
- 公園については、指定管理者による維持・管理を今後も継続します。

２－５．フォローアップの実施方針

◇　現段階では、施設類型によっては、長寿命化や将来の維持や更新などの考え方が整理されていないものもあり、今後、本計画は、個別の施設類型ごとに策定された長寿命化計画などに基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていきます。

公共施設等総合管理計画について、見直しを実施した場合は、市のホームページなどで公表し、市民への説明が必要な場合は必要に応じて説明していきます。また、今後の財政状況や環境の変化があった場合にも同様に計画の見直しを行います。

第3章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

３－１．施設類型ごとの管理に関する考え方

◇　第２章における公共施設等の基本的な方針を踏まえ、以下では公共建築物とインフラ施設の施設類型ごとに基本的な方針を整理します。

今後においては、以下に示す基本方針を踏まえ、中長期的な視点での個別施設の公共施設マネジメントを推進していきます。

※公共施設マネジメントとは、市が保有している全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みを指します。

３－２．公共建築物

□中長期的な視点でのマネジメント

- 原則として、現在計画中の公共建築物（(仮称）地域活性・交流拠点施設（ビジターセンター及びレストラン)、(仮称）下里運動公園管理棟及びコミュニティルーム、新市営斎場）を除いて、新規の公共建築物は建設しないものとします。
- 現在ある公共建築物の更新は、必要性の高い施設サービスを持続可能とする視点で最小化をめざします。
- 公共建築物もその経年にあわせて老朽化することを念頭に、これまで整備してきた公共建築物を有効に組み替えていくなど、次世代にとって真に有効な資産となるよう再構築していくこととします。
- 一定の目的を達した公共建築物については、市民の安全・安心の観点から放置することなく解体等の適切な措置を実施することとします。
- 次世代に引き継ぐ資産については、計画的な改修・改築等を実施します。その際、バリアフリー対策や省エネルギー対策、ユニバーサルデザイン等を検討し、可能な限り公共建築物としての機能性の向上を目指すこととします。
- 減価償却期間を超過して使用する施設については、さらに詳細な計画保全対策を検討し、長寿命化施策を実施することとします。
- 公共建築物の維持保全・有効活用のために、個別にその必要性、効率性、効果性の視点で評価を行った上で計画を作成するものとします。
- 計画論に終始しないため、個別計画についてはモデル事業化等を行い、実施可能なものから順次実施することとします。モデル事業等については、具体的に市民の皆様とまちづくりの変化について共有します。

・今後の公共建築物の改修・更新等に要する費用は年度によって大きく変動することから、更新する公共建築物の選択と集中、かつ優先順位を定め、予算の平準化を図ることとします。
・市として所有するよりもより効果的と判断される場合や、市として利用が見込めない公共建築物については、積極的に貸付や売却など利活用方法について検討するなど、新たな財源の確保を図ることとします。
・公共建築物の利活用により生み出された貸付収入や売却収入については、原則として公共施設等の維持管理・更新費用に充当する財源として積立てします。
・将来的に行政需要が見込めない土地や建築物は貸付や売却を行い、歳入の確保に努め、公共施設等の維持管理・更新費用に充当する財源として積立てします。
・河内長野市公共施設維持改修基金を計画的・継続的に確保し、必要があると判断した場合に有効に活用していきます。
・新地方公会計制度の導入（総務省）にあわせて固定資産台帳の整備を進めると共に、その情報を公共建築物の老朽化対策等の情報として有効に活用することとします。

※バリアフリー対策とは、本計画では車いす利用者や高齢者などが、施設を利用するにあたり、支障となる段差の解消や物理的な障害を取り除くことを示します。
※ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を示します。

①点検・診断等の実施
・建築基準法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期（建築物の敷地及び構造は３年以内毎、建築設備は１年以内毎等）に点検等を継続します。
・消防法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期（１年以内毎）に点検等を継続します。
・その他、昇降機、ボイラー等について、適切な点検、検査を行います。
・建築保全業務に係る標準仕様書や積算基準等の見直しを行い、より適正な保全業務委託を行なえるようにします。
・既存の公共建築物維持管理マニュアルについて見直しを行い、より適切に点検等を行なえるようにします。
・公共建築物維持管理マニュアルに基づき施設点検シートを作成し、施設管理者に対し保全の実施状況の調査（保全実態調査）とその結果に基づく保全指導を実施します。
・点検シート結果を含め、技術職員による施設点検を行います。
・施設管理者への定期的な研修会等を通じて、日常の維持管理業務（保守、点検、清掃、警備等）の適正化・標準化を図ります。

②維持管理・修繕・更新等

- 市域全般における公共建築物の整備構想を踏まえた、中長期における公共建築物の整備計画（公共建築物の維持保全・有効活用計画）を策定します。
- 設備機器の改修、更新毎に最新の省エネルギー、省メンテナンス機器の導入に努めることでトータルコストの縮減を図ります。
- 全庁的に節電・節水の徹底を図り、維持管理費の削減に努めます。

※トータルコストとは、維持、保全、修繕などにかかる費用の総額をいいます。
※省メンテナンス機器とは、従来の機器に比べ、部品交換や清掃などの整備・維持・保守・点検・手入れなどに係る期間の延長や作業性が優位となる機器を指します。

３－３．インフラ施設

□中長期的な視点でのマネジメント

- 社会構造の変化に対応した適正な供給を図り、計画的な点検や維持補修により維持費用の適正化及び平準化を図ります。また、道路、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性を考慮し、長寿命化の推進にあたります。

①点検・診断等の実施

◇道路

- 橋梁、トンネル、歩道橋については５年に１度の頻度で点検及び評価を行います。
- 橋梁の内、跨線橋については南海電鉄へ点検を業務委託します。
- 橋梁の点検は、跨線橋、跨道橋、緊急輸送路上の橋、橋長の長い橋を優先的に実施します。
- 舗装は「舗装調査・試験法便覧」に基づき路面性状測定車及び目視観察により調査・損傷度の判定を行います。なお調査の頻度は概ね５年に１度とします。
- 標識、照明、道路のり面・土工構造物の点検及び評価は「総点検実施要領（案）」（平成 25 年２月国土交通省）などに基づき実施を検討します。

◇公園

- 施設については、指定管理者による年４回の点検を継続します。
- 遊具については施設と同様に、指定管理者による年４回の点検を継続します。また、５年に１回、有資格者による点検を行います。

◇河川

- 河川法・その他の関連法令・条例等に基づき、適正に維持・修繕が必要であることから、河川管理施設等について必要に応じて点検を実施します。
- 点検結果により、必要に応じて維持・修繕等の措置を講じます。
- 災害により被災した箇所については、その都度点検を行い、災害復旧や維持・修繕等の措置を講じます。

◇上水道

- 日常の維持管理、保守の適切な継続実施で、施設の健全度を向上し事故防止を図ります。
- 施設情報を電子化して整理することで、老朽度判定など多角的な分析を可能にします。
- 施設の老朽化に対しては、再構築のみならず、適切な点検・保守により施設寿命をマネジメントすることにより健全度を保持できるようにします。日常の維持管理上の情報を電子化するなどして多角的に分析できるようにしておき、施設管理情報と老朽度の情報を事業間で相互に共有することでより精度の高い予測が可能になり、更なる健全性を維持することを目指します。

◇下水道

- 事後対応型の維持管理から予防保全型への移行を図り、布設後の年数が経過している施設は日常巡視及び点検を実施していきます。
- 調査、診断については、老朽化対策に係る下水道長寿命化計画策定に先立ち、実施します。
- 各業務間の連携を図り、効果的に維持管理が実施できるよう包括的管理委託を導入します。
- 滝畑浄化センターについては、運転管理委託において週３回の設備機器類の点検を継続します。また、年次計画に基づき機器類の更新を実施します。
- 公設浄化槽については、管理委託により点検、清掃、検査を実施予定ですが、今後の施設老朽化に備え総括管理的な民間委託も検討します。

②維持管理・修繕・更新等

◇道路

- 橋梁、歩道橋については、平成２４年度（２０１２年度）に策定した「河内長野市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕を実施します。また橋梁によっては修繕に合わせて耐震補強工事も実施します。
- 舗装については、調査の結果に路線の重要度を加味した上で優先順位を定めて修繕工事を実施します。なお実施する工法については箇所ごとに検討を行います。
- トンネルについては、点検の結果、早急に対応しなければならない損傷個所はありませんでしたが、今後計画的な修繕工事の実施検討を行います。
- 平成２５年度（２０１３年度）より、橋梁及び舗装の修繕、補強工事には国の防災・安全社会資本整備交付金を活用しており、今後も活用していきます。
- 橋梁、歩道橋及び舗装の修繕計画においては、各年度に必要となる修繕費用がなるべく平準化されるよう、修繕の対象となる橋梁、歩道橋及び路線の組み合わせを行います。
- トンネル等の他の施設についても、修繕費用の平準化が図られるよう修繕計画を策定します。
- 新工法の効果、実績等を調査の上、採用することで総コストの低減を図ります。
- 国の防災・安全社会資本整備交付金を積極的に活用します。

◇公園

- 点検結果に基づき、必要に応じた修繕に取り組みます。
- 維持管理・更新等を確実に推進するため、予算確保に努めます。

◇河川

- 河川施設の維持管理・修繕等を実施するための、必要な予算の安定的な確保に努めます。
- 点検結果を踏まえ、必要に応じた維持・修繕等に取り組みます。
- 災害により被災した箇所については、点検結果を踏まえて、災害復旧や維持・修繕等に取り組みます。

◇上水道

- 設置年度・経過年数や点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、更新、大規模修繕の計画を策定し、人口減少・需要減少を念頭にダウンサイジング（施設の規模、設備の能力）を検討し、大規模災害にそなえ施設の耐震化を図る更新を行います。
- 施設の長寿命化を図るため、施設の老朽度に応じて、設備の適切な修繕を行います。

・計画保全の時期を過ぎた既存施設について、更新に至る前に施設の安全性や運転に重大な支障をきたすことのないよう、応急保全を実施します。
・アセットマネジメントを実践することにより、必要な財源の安定的な確保に努めます。

◇下水道

・管路施設の修繕、更新については、点検、診断に基づき事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を踏まえた下水道長寿命化計画を策定し、当該計画に基づく長寿命化を含めた計画的な改築等を実施していきます。
・予防保全型維持管理の早期導入に努め、ライフサイクルコストの縮減、将来の維持管理における予算の平準化を図ります。
・ストックマネジメント手法を導入し、効率的な維持管理や改築等を実施し、安定した下水道事業運営を図ります。
・下水道長寿命化支援制度により交付金を活用し、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、効果的に改築等を実施していきます。

※アセットマネジメントとは公共施設等を資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法（国土交通省用語解説参照）。
※ライフサイクルコストとは、建設から供用、廃棄に至るまでの合計費用を、供用期間で割った金額とします。
※ストックマネジメント手法とは、下水道を資産として捉え、下水道施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な資産状態を予測するとともに、予算の制約を考慮して下水道施設を計画的、かつ、効率的に管理する手法として定義されています。

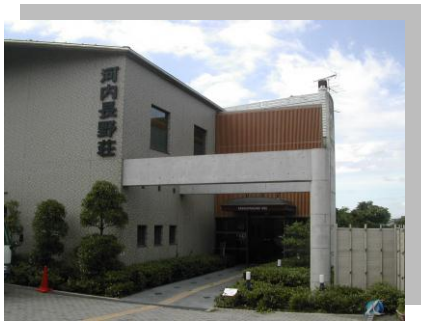

〒586―8501　河内長野市原町一丁目１番１号
河内長野市役所　総務部　資産活用課
TEL　0721-53-1111　FAX　0721-55-1435